附則様式第３（附則第３条関係）（平10通産令87・令元経産令１・令元経産令17・一部改正）

【書類名】　商標更新登録料納付書
（【提出日】　令和　　年　　月　　日）
【あて先】　特許庁長官　　殿
【出願番号】
【商標登録番号】
【更新登録出願人】
　【氏名又は名称】
【納付者】
　（【識別番号】）
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
（【納付の表示】）

（　　円）

ここに特許印紙をはり付けること

〔備考〕

１　用紙は、日本産業規格Ａ列４番（横21cm、縦29.7cm）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。

２　余白は、少なくとも用紙の上に６cm、左右及び下に各々２cmをとるものとし、原則としてその左右については各々2.3cmを超えないものとする。

３　書き方は左横書、１行は36字詰めとし、各行の間隔は少なくとも４mm以上をとり、１ページは29行以内とする。

４　文字は、10ポイントから12ポイントまでの大きさで、タイプ印書等により、黒色で、明りょうにかつ容易に消すことができないように書く。また、半角文字並びに「【」、「】」、「▲」「▼」は用いてはならない（欄名の前後に「【」、及び「】」を用いるときを除く。）。

５　「【出願番号】」の欄には、「平成何年商標更新登録願第何号」のように商標権存続期間更新登録出願の番号を記載する。

６　「（【識別番号】）」は、なるべく記載するものとし、識別番号を記載しないときは、「（【識別番号】）」の欄は設けるには及ばない。

７　「（【住所又は居所】）」は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。ただし、識別番号を記載したときは、「【住所又は居所】」の欄は設けるには及ばない。

８　氏名又は名称の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、「【氏名又は名称】」の上に「【フリガナ】」の欄を設けて、なるべく片仮名で振り仮名を付ける。

９　「【納付者】」の「【氏名又は名称】」は、法人にあっては、名

称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。

10　「【納付者】」の欄の「【氏名又は名称】」（法人にあっては「【代表者】」）の次に、「【電話番号】」の欄を設けて、納付者の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記載する。

11　日本に営業所を有する外国法人であって、日本における代表者が手続を行うときは、「【氏名又は名称】」の次に「【営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。

12　「【更新登録出願人】」又は「【納付者】」の欄に記載すべき者が２人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【更新登録出願人】
　【氏名又は名称】
【更新登録出願人】
　【氏名又は名称】
【納付者】
　（【識別番号】）
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
【納付者】
　（【識別番号】）
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】

13　「（【納付の表示】）」の欄には、商標法第41条の２第２項の規定により登録料を分割して納付するときに限り、「分割納付」と記載する。

14　特許印紙の上にその額を括弧をして記載する。

15　各用紙においては、原則として抹消、訂正、重ね書及び行間挿入を行ってはならない。